

司会・座長・演者の皆様へ

1. 司会・座長

担当セッション開始の10分前までに、次座長席にご着席下さい。
遅延のないように、セッションの進行をお願いいたします。

2. 演者

1) 発表時間

一般演題（口演）の発表時間は下記のとおりです。

- ・一般演題1 発表7分、討論3分
- ・一般演題2 発表7分、討論3分
- ・一般演題3 発表5分、討論3分
- ・一般演題4 発表5分、討論3分

※そのほかのセッションは事前に連絡してある発表時間でお願ひします。時間厳守でお願ひします。

2) 発表形式

PowerPointによるPCプレゼンテーションに限定します。また、PCプロジェクターは、会場内に各1台、正面投影のみです。

3) PCの仕様

会場にご用意するPCのOSはWindows 10です。また、アプリケーションソフトはWindows版PowerPoint 2007～2016です。Macintoshには対応しておりませんので、ご利用になる場合は、動作確認済みのMacintosh PCをご持参ください。

4) PC受付（学術集会・学術講習会）

場所：ホテルラングウッド 2F「ロビー」

時間：11月24日（土）9：00～17：30

※25日（日）に受付の場合は、講演30分前までに控室での受付といたします。

5) 発表データの仕様

①発表データは、Windows版PowerPoint 2007～2016でご提出ください。

会場のPCは全て、XGA（1024×768）に統一してあります。ご自身のPCを使用される場合、解像度をXGAに合わせてからレイアウトをご確認ください。

②発表データのお持込みは、USBメモリーまたはCD-Rに限ります。

また、Macintosh版PowerPointで作成されたデータをメディアで持ち込まれる場合、互換性が損なわれる可能性がありますので、事前にご確認ください。

③動画（PowerPointのアニメーション機能は除く）をご使用の場合は、Windows Media Playerにて再生可能なものをご使用ください。動画ファイルはWMV形式を推奨いたします。

ただし、万一会場にご用意しておりますPCで動画が再生されない場合も考えられますので、必ずPowerPointファイル上で動画再生ができることを確認したご自身のPCをご持参ください。

なお、PowerPointに埋め込まれた音声の使用は可能となっております。

④作成したファイルのファイル名は「演題番号：氏名」（例：001：東京太郎）で設定してください。

また、発表データは、必ず事前に最新のウイルスチェックを行ってください。

⑤文字化け、画面レイアウトのバランス異常を防ぐ為、フォントは、PowerPointに標準設定されている True Type フォントをご使用ください。下記のフォントを推奨します。

日本語：MS 明朝・MSP 明朝・MS ゴシック・MSP ゴシック

英語：Arial・Century・Times New Roman

※学会当日、データの文字化け、画面レイアウトのバランス異常などは、主催者側で修正しかねますので事前に十分ご確認ください。

6) 当日のお願い

①発表当日、必ずPC受付（ホテルラングウッド 2階「ロビー」）にお越しください。

セッション開始30分前までに、発表データの受付、試写（動作確認）を終了させてください。発表用のデータは、PC受付にてコピーをお預かりし、メディアはその場でお返しします。また、発表終了後、データは主催者側で責任を持って消去します。

②PCをご持参になる場合、OSはWindows XP以降、Macintosh OS 9.X以上とさせていただきます。スクリーンセーバー、および省電力設定は事前に解除してください。

また、プロジェクターのコネクターは、D-sub15ピン（ミニ）です。

この形状に変換するコネクターを必要とする場合は必ずご持参ください。

③バックアップデータをご持参されることをお勧めします。

④発表時のスライドの操作は舞台上のマウス・キーボードをご使用ください。

⑤PCをご持参された方は、発表終了後、降壇時に各会場のPCオペレーター席にてPCをお受け取りください。

⑥次演者は前もって次演者席にご着席ください。

7) 利益相反 (COI) について

学会員、非学会員の別を問わず発表者全員に、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、利益相反に関する下記事項1~9（自己申告が必要な事項と基準額について）に係る報告が義務付けられました。

1. 演題登録テンプレート上にて応募抄録を作成のうえで電子メールに添付して本学術集会事務局に送信いただく際に、抄録登録時から遡って過去1年間における演題発表に関連する企業との利益相反状態についての申告が必要となっております。

2. 利益相反状態に該当する方は、利益相反報告書の送付が必要です。

3. ホームページより書式をダウンロードの上、必要事項をご記入、ご捺印いただき日本臨床毛髪学会まで郵送にてお送りください。

すべての筆頭発表者は利益相反状態について、発表スライドの最初に「利益相反開示スライド」により開示してください。

※開示方法の詳細は学術集会ホームページ：演題募集ページをご参照ください。

自己申告が必要な事項と基準額について

1. 企業・団体の役割、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上。

2. 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却利益総和）が100万円以上、あるいは当該株式の5%以上を所有。

3. 企業・団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上。

4. 企業・団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上。

5. 企業・団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上。
6. 企業・団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から研究（受託研究、共同研究など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以上。
7. 企業・団体が提供する寄付金については、一つの企業・団体から申告者個人または申告者が所属する部局（講座など）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上。
8. 企業・団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している。
9. その他（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）の提供については、1 つの企業・団体から受けた総額が年間 5 万円以上。